

令和4年9月吉日

一般社団法人 次亜塩素酸化学工業会 ご入会のご案内



一般社団法人 次亜塩素酸化学工業会
代表理事 石田智洋

謹啓 皆様には益々ご清祥のこととお喜び申し上げます。

早速ですが、本年8月4日に、行政の指導・支援をいただきながら、一般社団法人 次亜塩素酸化学工業会（英文名 Hypochlorous acid Chemical Industrial Association、略称「HCIA」）を設立いたしました。

本会は、主たる事務所を東京都豊島区池袋2丁目63番4 山ノ紀ビル2階に置く非営利の一般社団法人となります。当会へのご入会に関しまして、以下、ご案内申し上げます。

当会で定款に定める次亜塩素酸水の定義および理念、目的、事業内容は、次の通りです。

（当会が定める次亜塩素酸水の定義）

食品添加物次亜塩素酸ナトリウム水溶液、又は食品添加物次亜塩素酸カルシウム粉末を出発点として、化学的に調製された、微生物の除菌、食品の殺菌料としての使用、およびウイルス感染価の低減力を持つ水溶液であり、遊離有効塩素のうち次亜塩素酸分子（HOCl）が主たる役割を示すもの

（理念）

化学的調製によって生成された、安全性の高い次亜塩素酸水の普及により、環境浄化と微生物感染の防止に寄与し、人類の健康と安全に貢献する。

（目的）

本会は以下の項目を目的として事業を行う。

- 1 次亜塩素酸水の安全かつ効果的な製造および利用のために有効な、製造方法、品質規格、製造条件、保管条件等の技術的要件を定める
- 2 一般消費者・各種事業者に対して、次亜塩素酸水に関連する正しい情報を提供・告知し、次亜塩素酸水の安全かつ効果的な使用の普及を図る
- 3 会員間で、次亜塩素酸水に関わる技術情報や販売情報を定期的に共有し、製造技術の向上を図ると共に、信頼できる販売告知のルールを定める
- 4 行政機関と連携し、次亜塩素酸水の製造および販売に関わる関係法令の改正等の情報を迅速に共有し、全会員が法令を遵守した事業を継続することに寄与する

(事業)

本会は前条の目的を達するために以下の事業を行う

- 1 次亜塩素酸水及びその製造装置の情報又は資料の収集に関する事業
- 2 次亜塩素酸水及びその製造装置の規格基準に関する事業
- 3 規格基準を満たす、適正な次亜塩素酸水商品および次亜塩素酸水製造装置を認定する事業
- 4 次亜塩素酸水及びその製造装置の公正な普及発展に関する事業
- 5 消費者に対する次亜塩素酸水の啓蒙活動の推進・指導
- 6 次亜塩素酸水及びその製造装置の関連する法令及び行政の情報収集に関する事業
- 7 次亜塩素酸水の化学的・物理的特性に関する共同研究を行う
- 8 研究成果の共有
- 9 前各号に付帯する事業
- 10 その他本会の目的達成のため必要と認められる事業

上述の「当会が定める次亜塩素酸水の定義」に定める通り、電気分解方式による次亜塩素酸水をお取り扱いの事業者様は、当会の対象外と規定しております。

また「食品添加物次亜塩素酸ナトリウム水溶液、又は食品添加物次亜塩素酸カルシウム粉末を出発点」とした生成液であることを前提としており、現時点では、安全性の確認が十分にできていない塩素化シアヌール酸を用いた次亜塩素酸水をお取り扱いの事業者様も、当会の対象外と規定しております。

加えて当会は、行政と連携して社会に役立つ活動を行うことを基本方針としており、商品表示、告知広告、販売方法など、法令を遵守できる法人・個人を会員条件の前提とさせていただきます。特に、薬機法、景品表示法等の基本的な法規に関して、十分な知識をお持ちいただく必要があります。

昨今の各種メディアによる、理解不足の報道等で、次亜塩素酸水に対する不正確な情報が氾濫し、次亜塩素酸水に対する適切な評価がなされていない状況を打破し、早急に規格基準を定め、認定制度を確立することが急務と考えております。以下に、お申し込みに関する情報や、入会金、年会費に関する情報を記載いたしますので、当会の理念・目的にご賛同いただける、心ある皆様のご参加を願っております。

謹白